(証券コード9206) 2021年2月15日

北九州市小倉南区空港北町6番北九州空港スターフライヤー本社ビル

株式会社スターフライヤー

代表取締役白水政治社長執行役員

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、 お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対す る賛否をご表示いただき、2021年3月1日(月曜日)午後6時までに到着するようご送付いた だきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日時 2021年3月2日 (火曜日) 午前10時30分 (開場 午前10時00分)
- 2.場所 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館(シティプラザ)2階 多目的ホール
- 3. 目的事項

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当によるA種種類株式、B種種類株式及び

新株予約権の発行の件

第3号議案 取締役2名選任の件

以上

新型コロナウイルスによる感染症への対応につきまして

- ■昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染・発症の拡大が報道されております。株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面(郵送)による議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。なお、ご出席いただく場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ■本株主総会会場におきましては、受付前に検温を実施させていただきます。 その際、発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方は、感染拡大防 止のため、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ■入場後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがお声がけ し、ご退出をお願いする場合もございますので、予めご了承ください。
- ■ご来場される株主様には、マスクの着用及び手指のアルコール消毒等感染予防の処置へのご 協力をお願いいたします。
- ■本株主総会の議事は、できる限り時間を短縮して行なう予定でございます。
- ■当社の運営スタッフについては、マスクの着用及び定期的な手指の消毒をはじめとする感染 症対策を実施させていただきます。
- ■お土産の配布、ロビーにおけるお茶・コーヒー等のご提供は中止とさせていただきます。
- ■株主総会の前日までに、株主総会参考書類の内容について修正すべき事情が生じた場合や、今後の新型コロナウイルスの流行状況により臨時株主総会の会場変更等が生ずる場合は、以下の当社WEBサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社WEBサイト https://www.starflyer.jp/starflyer/ir/meeting-of-shareholders.html



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案乃至第3号議案の上程に至る経緯について



1. 第1号議案乃至第3号議案を検討、決定した理由

当社は、既存の航空会社にはない高品質・高付加価値サービスを提供する「感動のある航空会社」を目指して設立された新規航空会社であり、北九州空港に本拠を置き航空運送事業並びにそれに付随する附帯事業を営んでまいりました。航空運送事業では、国内線6路線(北九州-羽田線、福岡-羽田線、関西-羽田線、山口宇部-羽田線、福岡-中部線、北九州-那覇線)、国際線2路線(北九州-台北(台湾桃園)線、中部-台北(台湾桃園)線)における定期旅客運送事業を主要なサービスとし、2011年12月の株式上場以降、事業の拡大を継続してまいりました。またJCSI(日本版顧客満足度指数)において11年連続で第1位を獲得する等、高品質な顧客サービスが多くのお客様に支持される形で事業に邁進してまいりました。

しかしながら、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、各国における 出入国制限や本邦での都道府県をまたぐ移動自粛要請などの結果、国際旅客需要はほぼ消失 し、また当社の主要な市場である国内旅客需要は、これまで経験したことのない大幅な減少 に見舞われました。このような状況を受け、当社の2020年度の業績は、第2四半期累計期間 において6,411百万円の四半期純損失を計上し、第2四半期会計期間末の純資産合計は777 百万円(自己資本比率2.8%)と大きく減少しております。この結果、一部の借入契約に付さ れている財務制限条項(各事業年度末における純資産の部の合計金額)に抵触するおそれが あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような事象又は状況を解消するために当社は、収益改善及び費用削減等の施策を行い 財務状況の安定化を図ることとし、具体的には下記の経営方針のもと、事業継続のための取 り組みを実行、推進し、事業の継続、その後の成長を目指して取り組んでいる状況です。

【2020年度の経営方針】

・2020年度においては、事業の継続を最優先の課題と位置付け、ワーストシナリオを想定したコスト削減の徹底を図る一方で、需要の回復や予約状況、新型コロナウイルス感染症の拡大・収束状況などを見極め、収益改善の機会を逃さぬよう臨機応変に運航を再開するとともに、収束後のリカバリに向けた社内準備を進め、新中期経営戦略の本格展開への移行を目指す

【事業継続のための取り組み】

- ・早期の運転資金の確保
- ・需要減少に応じた生産体制の構築(計画的減便・運休、社員の一時帰休等)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大阻止への取り組み (組織的な全社員の健康管理、テレワークの実施等)
- ・プロジェクト体制でのコスト削減・生産性向上の取り組み

当社は、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中での今後の航空需要の回復 見込みや当社業績見通しに鑑みた場合、上記施策を推進することに加え、毀損した自己資本 を早期に増強し、財務体質の再構築及び経営基盤の強化を行うことが喫緊の課題であると認 識しております。かかる課題を解決するためには、当社の事業及び経営方針を理解いただけ る投資家に対する第三者割当の方法により大規模な資本調達を実施することが、当社の中長 期的な企業価値の維持・向上に資するものと判断いたしました。

上記を踏まえ、2020年8月下旬より複数の投資家候補と資本調達に関する協議を進めて参りましたが、2020年9月下旬の時点で、初期的な意向表明を受領できたのはアドバンテッジアドバイザーズ株式会社のみでした。毀損した自己資本を早期に増強する観点から、当社はアドバンテッジアドバイザーズ株式会社との単独の交渉に移行し、2020年10月下旬よりデュー・ディリジェンスを受けつつ、当社に対する支援の可能性について、真摯な協議を行いました。こうした結果、2020年11月下旬に、経営全般に関するコンサルティングや複数の上場会社へ投資機会等の情報提供を行っているアドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、同社が投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供しているファンドが出

資する特別目的事業体である投資事業有限責任組合 I X G S Ⅲ号(以下「I X G S 」といいます。)を紹介され、協議を行った結果、I X G S から、当社事業に対する深い理解を有している、当社の筆頭株主である A N A ホールディングス株式会社(以下「A N A H D」といいます。)並びにTOTO株式会社、株式会社安川電機、宜本興産株式会社、株式会社ワールドホールディングス、第一交通産業株式会社、株式会社ハローデイ、株式会社ヤナイ、西日本鉄道株式会社、株式会社九電工、西部瓦斯株式会社、株式会社サンリブ及びシャボン玉石けん株式会社(以下「本件協調投資先」といいます。)による B 種種類株式の協調投資を前提に、第三者割当の方法による A 種種類株式及び株式会社スターフライヤー第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の引受けによる合計8,500百万円(本新株予約権行使後)の資金提供が可能である旨及び当社に対する経営支援として、航空事業及び付随する事業売上拡大支援、航空事業コスト削減支援、組織基盤向上支援等を行うことが可能である旨の提案を受けました。

当社は、当社に対するあらゆる支援の可能性を追求しましたが、IXGS以外からは、毀損した自己資本の早期増強を実現できる規模の資金調達を単独又は複数社の組み合わせによって可能とする提案を受けることはできないとの判断に至りました。その後、当社の筆頭株主であるANAHD並びに本件協調投資先とも資本調達にかかる交渉を実施し、B種種類株式による合計2,500百万円の資金提供の応諾を受けるにいたりました。当社が、IXGS、ANAHD及び本件協調投資先に対して第三者割当を実行することで、当社の自己資本の増強、財務体質の再構築が可能となることに加え、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社からの経営支援を受けることにより、経営管理体制の改善等を通じた収益体質の強化が可能になると考えております。A種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権の発行(以下「本第三者割当」といいます。)による資金調達により、既存株主の皆さまには一時的に大規模な株式の希薄化による既存株主の経済的利益の低下や潜在的な議決権比率の低下が生じることになるものの、本第三者割当は当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、既存株主の皆さまの将来的な利益に資するものと判断しました。

また、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社とは、2020年12月25日付で、売上拡大支援、コスト削減支援、組織基盤向上に向けた諸施策の検討・支援を内容とした事業提携契約を締結しております。

2. 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、財務再構築による金融機関取引の安定化・信用補完による事業継続の安定化を図ると共に、構造改革の実施のための資金、ITシステム刷新等の成長投資資金、有利子負債削減のための借入金の返済資金及び運転資金に充当するため、当社の企業価値の向上に資する資金調達手法であることを条件に、さまざまな手法を検討して参りました。その過程において一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしましたが、公募増資は当社の現在の業績動向に鑑み、また、株主割当は最終的な資金調達金額が不確実であることから、最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。くわえて、早期の自己資本の増強が最大の課題であることに鑑みれば、金融機関からの借入れや社債発行などによる調達は望ましくないと考え、資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

本第三者割当においては、普通株式による第三者割当増資にて資金調達した場合に想定さ れる即時の株主構成の変化が当社の安定した事業運営や株価に与える影響も勘案し、発行後 直ちに株主構成に影響を及ぼすことが無いA種種類株式(総額5.500百万円)、B種種類株 式(総額2.500百万円)及び本新株予約権(総額3.022百万円)により調達することといたし ました。本第三者割当は、当社株式に一定の潜在的な希薄化を生じさせるものの、必要金額 の調達の確実性が最も高く、早期の資本性資金の確保という目的に寄与するものであること から、種類株式による投資実績等を勘案した上で、当社と事業提携契約を締結したアドバン テッジアドバイザーズ株式会社が投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを 提供しているファンドが出資する特別目的事業体であるIXGSに対してA種種類株式を発 行すること、また、投資家の特性、調達金額の規模等を勘案した上で、当社の現状、事業目 的や経営方針にご理解をいただける投資家であるANAHD並びに本件協調投資先に対して B 種種類株式を発行すること、さらに、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社の投資方針 に基づき提案を受けた本新株予約権を発行することにより、コロナ禍の収束時期が現状不透 明である中、中長期的な資金ニーズが生じた場合の手当てをあらかじめ確保しておくことが 当社の事業運営の安定性確保に資することから、当社にとって現時点での最良の選択肢であ るとの最終的な判断に至りました。

3. 割当予定株式数

- ①A種種類株式 5.500株
- ②B種種類株式 2,500株
- ③本新株予約権の目的となる株式 1,512,900株

4. 調達する資金の額

①払込金額の総額	11,021,715,170円
②発行諸費用の概算額	420,000,000円
③差引手取概算額	10,601,715,170円

⁽注) 払込金額の総額は、A種種類株式及びB種種類株式の払込価額総額8,000,000,000円、本新株予約権の払込金額の総額22,693,500円及び当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額2,999,021,670円を合算した金額であります。

5. 株券等の保有方針

①A種種類株式

A種種類株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換について、即時の株主構成の変化が安定した事業運営や株価に与える影響を勘案し、A種種類株式の発行後直ちに株主構成に影響を及ぼさないよう配慮しながら、業績の安定及び成長に基づく当社企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことを目的にA種種類株式を中期的に保有する方針である旨の説明をIXGSより口頭で受けております。当社は、IXGSが払込期日から2年以内にA種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を受領する予定であります。

② B 種種類株式

当社は、B種種類株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換について、即時の株主構成の変化が安定した事業運営や株価に与える影響を勘案し、B種種類

株式の発行後直ちに株主構成に影響を及ぼさないよう配慮しながら、業績の安定及び成長に基づく当社企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことを目的に、ANAHD及び本件協調投資先と議論してまいりました。それを踏まえ、ANAHD及び本件協調投資先各社はB種種類株式を中期的に保有する方針と捉えております。なお、当社は、ANAHD及び本件協調投資先が払込期日から2年以内にB種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を受領する予定であります。

③本新株予約権

当社は、IXGSから、当社の事業継続・財務の健全化、中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収)を目的として、本新株予約権を中長期的に保有する方針である旨の説明を口頭で受けております。ただし、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ保有又は売却(新株予約権行使後の当社普通株式の売却を含む。)する可能性がある旨の説明を口頭で受けております。

本新株予約権の譲渡に関しては、2020年12月25日にIXGSと締結したA種種類株式及び本新株予約権に係る引受契約(以下「本引受契約」といいます。)において、当社取締役会の承認を要する旨規定しています。当社取締役会が本新株予約権の譲渡承認を行う場合、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないこと、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況を確認したうえで、承認を行うこととします。

上記の手続を経て、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡することを承認した場合、 直ちにその旨並びに譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況、本人確認 及び反社会的勢力と関係を有していないことを確認した手続について、適時開示を行いま す。

6. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である I X G S について、本第三者割当に関する取締役会決議日である2020年12月25日現在において、A 種種類株式及び本新株予約権第三者割当に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、 I X G S に係る投資事業有限責任組合契約書の写しを確認することにより、各出資者と割当予定先との間で、割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員である I X G S ,Inc.が行うキャピタルコールに応じ、各出資者が割当予定先に対する出資を行う旨の約束があることを確認するとともに、割当予定先の出資者であるアドバンテッジアドバイザーズ成長支援投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合インフレクションII号、InfleXion II Cayman,L.P.及びAPIP,Inc.の入出金明細一覧表又は預金通帳の写しを取得することにより、各出資者において、A 種種類株式及び本新株予約権第三者割当に係る払込みに必要な資金を保有していることを確認いたしました。

また、B種種類株式の割当先であるANAHD及び協調投資先については、有価証券報告書等公表資料の確認又は預金通帳の写しを取得することにより、ANAHD及び協調投資先のB種種類株式第三者割当に係る払込みに必要な資金を保有していることを確認いたしました。

したがって、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、また、 本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について、問題はないものと判断しております。

7. 資本金等の額の減少について

早期の財務体質の改善及び分配可能額の計上を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、A種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権の払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ4,000,000,000円(但し、A種種類株式及びB種種類株式の発行により同時に増額する資本金及び資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該金額)減少します(以下「本資本金等の額の減少」といいます。)。減少した資本金等は全額、その他資本剰余金へ振り替えます。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とし、会社法 第447条第3項及び第448条第3項に基づき、株主総会の決議を経ずに行うものであります。 また、本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

定款一部変更の件



1. 提案の理由

A種種類株式及びB種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式及びB種種類株式を追加し、A種種類株式及びB種種類株式に関する規定を新設するとともに、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。

なお、本定款変更は、第2号議案「第三者割当によるA種種類株式、B種種類株式及び新株予約権の発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
現行定款	変更案
第1章 【 総 則 】	第1章 【 総 則 】
第1条~第5条(条文省略)	第1条~第5条(現行どおり)
第2章 【 株 式 】	第2章 【株式】
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は1,000万株とす	第6条 当会社の発行可能株式総数は11,462,560株
る。	とする。
(新 設)	(2) 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式
	に応じてそれぞれ次のとおりとする。
	普通株式 11,454,560株
	<u>A種種類株式 5,500株</u>
	<u>B種種類株式 2,500株</u>
第7条~第11条(条文省略)	第7条~第11条 (現行どおり)

	現行定款	変更案
(単元株式数	数)	(単元株式数)
第11条の2	当会社の単元株式数は、100株とする。	第11条の2 当会社の普通株式の単元株式数は、100 株と <u>し、A種種類株式及びB種種類株式の</u> 単元株式数はそれぞれ1株とする。
(新 設)		第2章の2 【 A種種類株式 】
(新 設)		(剰余金の配当)
		<u>第11条の4</u>
		<u>(A種優先配当金)</u>
		当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日とし
		て剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基
		準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名
		簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主
		(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式
		の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A
		種種類株主等」という。)に対し、第11条の13第1項
		に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、
		第2項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる
		配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金
		銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。な
		お、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有
		するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端
		数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

現行定款	変更案
	(A種優先配当金の金額)
	2 A種優先配当金の額は、1,000,000円(以下「払
	込金額相当額」という。)に、年率5.0%を乗じて
	算出した額の金銭について、配当基準日の属する事
	業年度の初日(但し、当該配当基準日が2021年3月
	末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期
	日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を
	含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日
	(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)
	として日割計算を行うものとする(除算は最後に行
	い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2
	位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属
	する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基
	準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当
	<u>(第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配</u>
	当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に
	係るA種優先配当金の額は、その各配当における配
	当金の合計額を控除した金額とする。
	(41,42 (42,-72)
	(非参加条項)
	3 当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先
	配当金及びA種累積未払配当金相当額(第4項に定
	める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但
	し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社 法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロ
	伝第730宋第8号ロ石しくは同伝第700宋第7号ロ に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設
	分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12
	号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定さ
	れる剰余金の配当についてはこの限りではない。
	4いる利小巫の旧当に フィーはこの形り (はない)

現行定款	変更案
	(累積条項)
	4 ある事業年度に属する日を基準日としてA種種
	類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の
	配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種
	優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未
	<u>払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除</u>
	く。) の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当
	金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金
	<u>の配当が行われると仮定した場合において、第2項</u>
	に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但
	し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適
	用されないものとして計算するものとする。) に達
	しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事
	業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払わ
	れる日(同日を含む。) まで、年利5.0%で1年毎
	の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1
	年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合
	は366日)とした日割計算により行うものとし、除
	算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、
	その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積
	する金額(以下「A種累積未払配当金相当額」とい
	う。) については、第11条の13第1項に定める支払
	順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。な
	お、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当
	額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株
	式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じると
	きは、当該端数は切り捨てる。

現行定款	変更案
(新 設)	変更系 (残余財産の分配) 第11条の5 (残余財産の分配) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の13第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定めるA種目割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利
	を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (非参加条項) 2 A種種類株主等に対しては、第1項のほか、残余財産の分配は行わない。 (日割未払優先配当金額) 3 A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第11条の4第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)。

現行定款	変更案
(新 設)	(議決権) 第11条の6 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
(新 設)	第11条の7 (金銭対価取得請求権の内容) A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求目という。)ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてA種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてA種種類株式は取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式に取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は取得請求される株式数に応じた按分比例の方法により決定する。A種種類株式1株当たりの取得価額を第出する場合は、第11条の4第4項に定めるA種累積未払配当金相当額及び(iii) A種目割未払優先配当金額の計算及び第11条の5第3項に定めるA種種類株式の計算及び第11条の5第3項に定めるA種種類株式の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとす
	<u> 3.</u>

現行定款	変更案
(新 設)	_(金銭及び普通株式を対価とする取得請求権)_
	<u>第11条の8</u>
	(金銭及び普通株式対価取得請求権の内容)
	<u>A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつで</u>
	も、当会社に対して、(i)第2項に定める額の金銭(以
	下、「請求対象金銭」という。)及び(ii)第3項に定
	める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」とい
	う。) の交付と引換えに、その有するA種種類株式の
	全部又は一部を取得することを請求すること(以下
	「金銭及び普通株式対価取得請求」といい、金銭及び
	普通株式対価取得請求をした日を、以下「金銭及び普
	通株式対価取得請求日」という。)ができるものと
	し、当会社は、当該金銭及び普通株式対価取得請求に
	係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許
	容する範囲内において、請求対象金銭及び請求対象普
	通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものと
	<u>する。</u>
	 <u>(A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額)</u>
	2 A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の
	額は、A種種類株式1株当たりのA種累積未払配当
	金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額
	<u>に金銭及び普通株式対価取得請求に係るA種種類</u>
	株式の数を乗じて得られる額(但し、当該額が金銭
	及び普通株式対価取得請求日における会社法第461
	条第2項所定の分配可能額を超える場合には、当該
	分配可能額と同額とする。)とする。なお、本第11
	条の8においては、A種日割未払優先配当金額の計
	算における「分配日」を「金銭及び普通株式対価取
	得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種日割未
	払優先配当金額を計算する。また、金銭及び普通株
	式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換
	えに交付する金銭に1円に満たない端数があると
	きは、これを切り捨てるものとする。

現行定款	変更案
	(A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数) 3 A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額を、第4項及び第5項で定める取得価額で除して得られる数とする。また、金銭及び普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があ
	3ときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。 (当初取得価額) 4 取得価額は、当初、1,651.9円とする。

現行定款	変更案
	(取得価額の調整)
	<u>5</u>
	(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞ
	れ以下のとおり取得価額を調整する。
	① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割
	当てをする場合、次の算式により取得価額を調
	整する。なお、株式無償割当ての場合には、次
	の算式における「分割前発行済普通株式数」は
	「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その
	時点で当会社が保有する普通株式を除 く。) 、「分割後発行済普通株式数」は「無
	く。)」、 分割後発行済普通株式数」は 無
	で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそ
	れぞれ読み替える。
	分割前発行済
	調整後 調整前 ※ 普通株式数
	取得価額 ^三 取得価額 [×] 分割後発行済
	<u>普通株式数</u>
	調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日
	の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日
	<u>(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合</u>
	は当該基準日の翌日)以降これを適用する。
	② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の
	<u>算式により、取得価額を調整する。</u>
	<u>併合前発行済</u>
	調整後 <u>調整前</u> × <u>普通株式数</u> 取得価額 = 取得価額 × 併合後発行済
	普通株式数
	調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ず
	る日以降これを適用する。 る日以降これを適用する。

現行定款	変更案
	③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価
	を下回る払込金額をもって普通株式を発行又
	は当会社が保有する普通株式を処分する場合
	<u>(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引</u>
	換えに取得される株式若しくは新株予約権(新
	<u>株予約権付社債に付されたものを含む。以</u>
	下、本項において同じ。)の取得による場合、
	普通株式を目的とする新株予約権の行使によ
	る場合又は合併、株式交換若しくは会社分割に
	より普通株式を交付する場合を除く。)、次の
	算式(以下「取得価額調整式」という。)によ
	り取得価額を調整する。取得価額調整式にお
	ける「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財
	産を出資の目的とする場合には、当該財産の適
	正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期
	<u>日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の</u>
	最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係
	る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株
	主割当日」という。)の翌日以降これを適用す
	る。なお、当会社が保有する普通株式を処分す
	る場合には、次の算式における「新たに発行す」
	る普通株式の数」は「処分する当会社が保有す
	る普通株式の数」、「当会社が保有する普通株
	式の数」は「処分前において当会社が保有する
	普通株式の数」とそれぞれ読み替える。
	<u> </u>
	保有する <u>普通株式1株</u> 調整後 では、 一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一
	<u> 取得 = 調整前 × 普通株式の数) 当たりの時価</u>
	<u>取得価額</u> <u>(発行済普通株式数</u> <u>価額</u> -当会社が保有する普通株式の数)
	<u> </u>

現行定款	変更案
	④ 当会社に取得をさせることにより又は当会
	社に取得されることにより、下記(d)に定める
	普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式
	1株当たりの取得価額をもって普通株式の交
	付を受けることができる株式を発行又は処分
	する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、
	かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合
	には当該払込期間の最終日。以下、本④におい
	で同じ。) に、株式無償割当ての場合にはその
	効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日
	を定めた場合は当該基準日。以下、本④におい
	て同じ。) に、また株主割当日がある場合はそ
	の日に、発行又は処分される株式の全てが当初
	の条件で取得され普通株式が交付されたもの
	とみなし、取得価額調整式において「1株当た
	り払込金額」としてかかる価額を使用して計算
	される額を、調整後取得価額とする。調整後取
	得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当
	ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以
	降、また株主割当日がある場合にはその日の翌
	日以降、これを適用する。上記にかかわらず、
	取得に際して交付される普通株式の対価が上
	記の時点で確定していない場合は、調整後取得
	価額は、当該対価の確定時点において発行又は
	処分される株式の全てが当該対価の確定時点
	の条件で取得され普通株式が交付されたもの
	とみなして算出するものとし、当該対価が確定
	<u>した日の翌日以降これを適用する。</u>

現行定款	変更案
	⑤ 行使することにより又は当会社に取得され
	ることにより、普通株式1株当たりの新株予約
	権の払込価額と新株予約権の行使に際して出
	資される財産(金銭以外の財産を出資の目的と
	する場合には、当該財産の適正な評価額とす
	る。以下、本⑤において同じ。)の合計額が下
	記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下
	回る価額をもって普通株式の交付を受けるこ
	とができる新株予約権を発行する場合(新株予
	<u>約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株</u>
	予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場
	合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割
	当てに係る基準日を定めた場合は当該基準
	日。以下、本⑤において同じ。)に、また株主
	割当日がある場合はその日に、発行される新株
	予約権全てが当初の条件で行使され又は取得
	されて普通株式が交付されたものとみなし、取
	得価額調整式において「1株当たり払込金額」
	として普通株式1株当たりの新株予約権の払
	込価額と新株予約権の行使に際して出資され
	る財産の普通株式1株当たりの価額の合計額
	を使用して計算される額を、調整後取得価額と
	する。調整後取得価額は、かかる新株予約権の
	割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合はいるのがもばればる日の翌日以降
	合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株
	主割当日がある場合にはその翌日以降、これを
	適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に
	際して交付される普通株式の対価が上記の時
	点で確定していない場合は、調整後取得価額は、光熱な世界の確定時点にないて発行されて新
	は、当該対価の確定時点において発行される新
	株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で
	行使され又は取得されて普通株式が交付され たものとみなして算出するものとし、当該対価
	が確定した日の翌日以降これを適用する。但 し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は
	当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その
	<u> </u>
	型の役員又は従来員に対してストック・オフション目的で発行される普通株式を目的とする
	<u>ヨノ目的で発行される普通体式を目的とする</u> 新株予約権には適用されないものとする。

現行定款	変更案
	(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③
	のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種
	類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨
	並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及び
	その他必要な事項を通知した上、取得価額の調整
	を適切に行うものとする。
	① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会
	社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収
	<u>分割、吸収分割による他の会社がその事業に関</u>
	<u>して有する権利義務の全部若しくは一部の承</u>
	継又は新設分割のために取得価額の調整を必
	<u>要とするとき。</u>
	② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接
	して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得
	価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他
	方の事由による影響を考慮する必要があると
	<u>き。</u>
	③ その他、発行済普通株式数(但し、当会社が
	保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変
	更の可能性を生ずる事由の発生によって取得
	価額の調整を必要とするとき。_
	(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、
	円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位
	<u>を四捨五入する。</u>

現行定款	変更案
	(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たり
	の時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、
	取得価額を調整すべき事由について東京証券取
	引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにお
	いて公表された場合には、当該公表が行われた
	日) に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所
	が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買
	高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の
	平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小
	数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。
	なお、「取引日」とは、東京証券取引所において
	当会社普通株式の普通取引が行われる日をい
	<u>い、VWAPが発表されない日は含まないものと</u>
	<u>する。</u>
	(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整
	後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未
	満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行
	わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰
	り越されて、その後の調整の計算において斟酌さ
	<u>na.</u>
	(f) 本第11条の8に定める取得価額の調整は、A種
	種類株式と同日付で発行される当会社の株式及び
	新株予約権については適用されないものとする。
	(A AB 77 A AB
	(金銭及び普通株式対価取得請求受付場所)
	6 株主名簿管理人事務取扱場所
	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
	三井住友信託銀行株式会社
	証券代行部

現行定款	変更案
現行定款	変更案 (金銭及び普通株式対価取得請求の効力発生) 7 金銭及び普通株式対価取得請求の効力は、金銭及び普通株式対価取得請求に要する書類が第6項に記載する金銭及び普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。 (普通株式の交付方法)
	8 当会社は、金銭及び普通株式対価取得請求の効力 発生後、当該金銭及び普通株式対価取得請求をした A種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定す る株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関に おける振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記 録を行うことにより普通株式を交付する。
(新一設)	(普通株式を対価とする取得請求権) 第11条の9 (普通株式対価取得請求権) — A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、第2項に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種種類株主に対し

現行定款	変更案
	(A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)
	2 A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株
	式の数は、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相
	当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日
	割未払優先配当金額の合計額を、第3項及び第4項
	で定める取得価額で除して得られる数とする。ま
	た、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取
	得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に
	満たない端数があるときは、これを切り捨てるもの
	とし、この場合においては、会社法第167条第3項 に定める金銭の交付は行わない。
	にためる宝銭の父刊は刊わない。
	(当初取得価額)
	3 取得価額は、当初、1,651.9円とする。
	<u> </u>
	(取得価額の調整)
	4 取得価額の調整については、第11条の8第5項を
	<u>準用する。</u>
	(普通株式対価取得請求受付場所)
	5 普通株式対価取得請求受付場所については、第11
	条の8第6項を準用する。
	(普通株式対価取得請求の効力発生)
	6 普通株式対価取得請求の効力発生については、第
	<u>11条の8第7項を準用する。</u>
	(並済州土の大井大社)
	(普通株式の交付方法) 7
	7 普通株式の交付方法については、第11条の8第8
	項を準用する。

(新 設) (金銭を対価とする取得条項) 第11条の10 当会社は、払込期日の5年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式のできる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
第11条の10 当会社は、払込期日の5年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) A種種類株式 1 株当たりの払込金銭対価償還に係るA種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日にた立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式 1
降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
る日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
に書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還目における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
て、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
部又は一部を取得することができる(以下 「金銭対価償還」という。)ものとし、当 会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類 株式を取得するのと引換えに、(i)当該金 銭対価償還に係るA種種類株式の数に、 (ii)①A種種類株式1株当たりの払込金 額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続 する30取引日のVWAPの平均値を金銭 対価償還日における第11条の8第4項及 び第5項で定める取得価額で除して算出 した数値を乗じて得られる額(但し、当該 額がA種種類株式1株当たりの払込金額 相当額を下回る場合には、A種種類株式1
「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
株式を取得するのと引換えに、(i)当該金 銭対価償還に係るA種種類株式の数に、 (ii)①A種種類株式1株当たりの払込金 額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続 する30取引日のVWAPの平均値を金銭 対価償還日における第11条の8第4項及 び第5項で定める取得価額で除して算出 した数値を乗じて得られる額(但し、当該 額がA種種類株式1株当たりの払込金額 相当額を下回る場合には、A種種類株式1
銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値を金銭対価償還日における第11条の8第4項及び第5項で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1
(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金 額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続 する30取引日のVWAPの平均値を金銭 対価償還日における第11条の8第4項及 び第5項で定める取得価額で除して算出 した数値を乗じて得られる額(但し、当該 額がA種種類株式1株当たりの払込金額 相当額を下回る場合には、A種種類株式1
額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続 する30取引日のVWAPの平均値を金銭 対価償還日における第11条の8第4項及 び第5項で定める取得価額で除して算出 した数値を乗じて得られる額(但し、当該 額がA種種類株式1株当たりの払込金額 相当額を下回る場合には、A種種類株式1
する30取引日のVWAPの平均値を金銭 対価償還日における第11条の8第4項及 び第5項で定める取得価額で除して算出 した数値を乗じて得られる額(但し、当該 額がA種種類株式1株当たりの払込金額 相当額を下回る場合には、A種種類株式1
対価償還日における第11条の8第4項及 び第5項で定める取得価額で除して算出 した数値を乗じて得られる額(但し、当該 額がA種種類株式1株当たりの払込金額 相当額を下回る場合には、A種種類株式1
び第5項で定める取得価額で除して算出 した数値を乗じて得られる額(但し、当該 額がA種種類株式1株当たりの払込金額 相当額を下回る場合には、A種種類株式1
した数値を乗じて得られる額 (但し、当該 額が A 種種類株式 1 株当たりの払込金額 相当額を下回る場合には、A 種種類株式 1
額がA種種類株式1株当たりの払込金額 相当額を下回る場合には、A種種類株式1
相当額を下回る場合には、A種種類株式1
1 14 1/2 10 0 41 17 10 45 10 11 14 17 14 1
株当たりの払込金額相当額とする。)並び
に②A種累積未払配当金相当額及びA種 ロカストルの第3~ことでは、第1
日割未払優先配当金額の合計額を乗じて
得られる額の金銭を、A種種類株主に対し マガけまるよのトオストのよう。 大笠 11名
<u>て交付するものとする。なお、本第11条</u> の10においては、A種累積未払配当金相
<u>の10においては、A 性系慎木仏配当並怕</u> 当額及びA 種日割未払優先配当金額の計
<u>国銀及び各種口間未払後元配当金銀の記</u> 算における「残余財産の分配が行われる
<u>昇における 残ぶ射座の方能が刊われる</u> 日 及び「分配日 をそれぞれ「金銭対価
<u>ロースの「力能ロー」をそれられて主義対地</u> 信還日 と読み替えて、A種累積未払配当
金相当額及びA種日割未払優先配当金額
を計算する。また、金銭対価償還に係るA
<u>この日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の</u>
銭に1円に満たない端数があるときは、こ

現行定款	変更案
	A種種類株式の一部を取得するとき は、按分比例の方法によって、A種種類株 主から取得すべきA種種類株式を決定す る。
(新 設)	(譲渡制限) 第11条の11 A種種類株式を譲渡により取得するに は、当会社の取締役会の承認を受けなけれ ばならない。
(新 設)	 (株式の併合又は分割、募集株式の割当で等) 第11条の12 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。 2 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 3 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
(新 設)	(優先順位) 第11条の13 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

現行定款	変更案
	2 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る
	残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る
	残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残
	余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産
	の分配を第3順位とする。
	3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行
	う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分
	配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該
	順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うた
	めに必要な金額に応じた比例按分の方法により剰
	余金の配当又は残余財産の分配を行う。
	第2字の2 【 D 経経粉サー】
(新 設)	第2章の3 【 B種種類株式 】 (剰余金の配当)
(利) 成)	<u> </u>
(新 設)	(B種優先配当金)
(19) [12.7]	当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日とし
	て剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基
	準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名
	簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主
	<u>(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式</u>
	の登録株式質権者(B種種類株主と併せて、以下「B
	種種類株主等」という。)に対し、第11条の22 第1
	項) に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につ
	き、第2項に定める額の金銭による剰余金の配当(か
	かる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われ
	<u>る金銭を、以下「B種優先配当金」という。)を行</u>
	う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権
	利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未
	満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

現行定款	変更案
	<u>2</u> B種優先配当金の額は、1,000,000円(以下「払
	込金額相当額」という。)に、年率1.0%を乗じて
	算出した額の金銭について、配当基準日の属する事
	業年度の初日(但し、当該配当基準日が2021年3月
	末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期
	日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を
	含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日
	(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)
	として日割計算を行うものとする(除算は最後に行
	い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2
	位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属
	する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基
	<u>準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当</u>
	<u>(第4項に定めるB種累積未払配当金相当額の配</u>
	当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に
	係るB種優先配当金の額は、その各配当における配
	当金の合計額を控除した金額とする。
	(JL & La G = T)
	(非参加条項)
	3 当会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先
	配当金及びB種累積未払配当金相当額第4項に定
	める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但
	し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社
	法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロ に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設
	分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12
	プ <u>割子続の中で1</u> 1774で同伝第703米第1項第12 号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定さ
	カロ石しくは同伝第703末第1項第65日に尻足される剰余金の配当についてはこの限りではない。
	40の利示巫ツ肚コにフいてはこの取りではない。

現行定款	変更案
	(累積条項)
	4 ある事業年度に属する日を基準日としてB種種
	類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の
	配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種
	優先配当金につき本項に従い累積したB種累積未
	<u>払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除</u>
	く。) の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当
	金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金
	<u>の配当が行われると仮定した場合において、第2項</u>
	に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但
	し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適
	用されないものとして計算するものとする。) に達
	しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事
	業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払わ
	<u>れる日(同日を含む。)まで、年利1.0%で1年毎</u>
	の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1
	年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合
	は366日)とした日割計算により行うものとし、除
	算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、
	その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積
	する金額(以下「B種累積未払配当金相当額」とい
	う。) については、第11条の22第1項に定める支払 原体に従い、P無無数性は第1次に対して配送する。
	順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。な
	お、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当 額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株
	観に、各B俚俚類休土寺が惟利を有するB俚俚類休 式の数を乗じた金額に1円未満の端数が牛じると
	式の数を乗した金額に1円木両の端数が至しると きは、当該端数は切り捨てる。
	<u>さは、 コ </u>

現行定款	変更案
(新 設)	第11条の15 (残余財産の分配) 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株 主等に対し、第11条の22第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B 種累積未払配当金相当額及び第3項に定めるB種日 割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産 分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
	(非参加条項) 2 B種種類株主等に対しては、第1項のほか、残余財産の分配は行わない。 (日割未払優先配当金額) 3 B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第11条の14第2項に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。)。

現行定款	変更案
(新 設)	第11条の16 <u>(議決権)</u> <u>B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>
(新 設)	第11条の17 (金銭を対価とする取得請求権) B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、B種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてB種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてB種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてB種種類株式は取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は取得請求される株式数に応じた按分比例の方法により決定する。 B種種類株式1株当たりの取得価額は、金銭取得対価請求日における(i) B種種類株式1株当たりの打造のより、第11条の17の取得価額を算出する場合は、第11条の14第4項に定めるB種累積未払配当金相当額及び(iii) B種目割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取
	得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数が あるときは、これを切り捨てるものとする。

現行定款	変更案
(新 設)	(普通株式を対価とする取得請求権) 第11条の18 (普通株式対価取得請求権) B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、第2項に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求した日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数) 2 B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数) 2 B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種果積未払配当金相当額及び(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額を、第3項及び第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の取得と引換えに交付する普通株式の向計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。
	3 取得価額は、当初、2,141円とする。

現行定款	変更案
	(取得価額の調整)
	4
	(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞ
	れ以下のとおり取得価額を調整する。
	① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割
	当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。また、特別が開発がある。
	整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の第一にないます。「公割管路を高速する」と
	の算式における「分割前発行済普通株式数」は 「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その
	時点で当会社が保有する普通株式を除
	く。) 、「分割後発行済普通株式数」は「無
	信割当て後発行済普通株式数(但し、その時点
	で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそ
	<u>れぞれ読み替える。</u>
	<u>分割前発行済</u>
	<u>調整後</u> <u>調整前</u> × <u>普通株式数</u> 取得価額 = 取得価額 × <u>分</u> 刺後発行済
	取得価額一取得価額— 分割後発行済 普通株式数
	調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の
	翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式
	無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基
	準日の翌日)以降これを適用する。
	② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の
	算式により、取得価額を調整する。
	併合前発行済
	<u>調整後</u> <u>調整前</u> × <u>普通株式数</u> 取得価額 = 取得価額 × 併合後発行済
	班付Ш銀 班付Ш銀 所占後光11月 普通株式数
	調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる
	 日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりを下回る払込金額をもって普通株式をは当会社が保有する普通株式を処分では、 は当会社が保有する普通株式を処分では、 (株式無償割当ての場合、普通株式の2換えに取得される株式若しくは新株子約権付社債に付されたものを含って、本項において同じ。)の取得による普通株式を目的とする新株予約権の行る場合又は合併、株式交換若しくは会社より普通株式を交付する場合を除く。)算式(以下「取得価額調整式」という。り取得価額を調整する。取得価額調整はる「1株当たり払込金額」は、金銭」では、1世間によっては、当該販正な評価額とする。調整後取得価額は、	
は当会社が保有する普通株式を処分で (株式無償割当ての場合、普通株式の3 換えに取得される株式若しくは新株予終 株予約権付社債に付されたものを含 下、本項において同じ。)の取得による 普通株式を目的とする新株予約権の行 る場合又は合併、株式交換若しくは会行 より普通株式を交付する場合を除く。) 算式(以下「取得価額調整式」という。 り取得価額を調整する。取得価額調整 ける「1株当たり払込金額」は、金銭」 産を出資の目的とする場合には、当該長 正な評価額とする。調整後取得価額は、	りの時価
(株式無償割当ての場合、普通株式の変換えに取得される株式若しくは新株予紙株予約権付社債に付されたものを含下、本項において同じ。)の取得による普通株式を目的とする新株予約権の行る場合又は合併、株式交換若しくは会行より普通株式を交付する場合を除く。)算式(以下「取得価額調整式」という。り取得価額を調整する。取得価額調整はる「1株当たり払込金額」は、金銭」産を出資の目的とする場合には、当該原正な評価額とする。調整後取得価額は、	を発行又
換えに取得される株式若しくは新株予約株予約権付社債に付されたものを含下、本項において同じ。)の取得による普通株式を目的とする新株予約権の行る場合又は合併、株式交換若しくは会行より普通株式を交付する場合を除く。)算式(以下「取得価額調整式」という。り取得価額を調整する。取得価額調整ける「1株当たり払込金額」は、金銭」産を出資の目的とする場合には、当該販正な評価額とする。調整後取得価額は、	する場合
株予約権付社債に付されたものを含下、本項において同じ。)の取得による普通株式を目的とする新株予約権の行る場合又は合併、株式交換若しくは会社より普通株式を交付する場合を除く。)算式(以下「取得価額調整式」という。り取得価額を調整する。取得価額調整ける「1株当たり払込金額」は、金銭」産を出資の目的とする場合には、当該販正な評価額とする。調整後取得価額は、	交付と引
下、本項において同じ。)の取得による 普通株式を目的とする新株予約権の行 る場合又は合併、株式交換若しくは会社 より普通株式を交付する場合を除く。) 算式(以下「取得価額調整式」という。 り取得価額を調整する。取得価額調整 ける「1株当たり払込金額」は、金銭」 産を出資の目的とする場合には、当該関 正な評価額とする。調整後取得価額は、	約権(新
普通株式を目的とする新株予約権の行る場合又は合併、株式交換若しくは会社 より普通株式を交付する場合を除く。) 算式(以下「取得価額調整式」という。 り取得価額を調整する。取得価額調整 ける「1株当たり払込金額」は、金銭」 産を出資の目的とする場合には、当該関 正な評価額とする。調整後取得価額は、	さむ。以
る場合又は合併、株式交換若しくは会社 より普通株式を交付する場合を除く。) 算式(以下「取得価額調整式」という。 り取得価額を調整する。取得価額調整 ける「1株当たり払込金額」は、金銭」 産を出資の目的とする場合には、当該関 正な評価額とする。調整後取得価額は、	る場合、
より普通株式を交付する場合を除く。) 算式(以下「取得価額調整式」という。 り取得価額を調整する。取得価額調整 ける「1株当たり払込金額」は、金銭」 産を出資の目的とする場合には、当該関 正な評価額とする。調整後取得価額は、	<u> </u>
算式(以下「取得価額調整式」という。 り取得価額を調整する。取得価額調整 ける「1株当たり払込金額」は、金銭」 産を出資の目的とする場合には、当該関 正な評価額とする。調整後取得価額は、	吐分割に
り取得価額を調整する。取得価額調整 ける「1株当たり払込金額」は、金銭」 産を出資の目的とする場合には、当該関 正な評価額とする。調整後取得価額は、	、次の
ける「1株当たり払込金額」は、金銭」 産を出資の目的とする場合には、当該財 正な評価額とする。調整後取得価額は、	,) によ
産を出資の目的とする場合には、当該財 正な評価額とする。調整後取得価額は、	隆式にお
正な評価額とする。調整後取得価額は、	<u> </u>
	財産の適
	4- 11 / / 4
日(払込期間を定めた場合には当該払込	込期間の
最終日)の翌日以降、また株主への割割	当てに係
る基準日を定めた場合は当該基準日(」	
主割当日」という。)の翌日以降これで	_ ,,
る。なお、当会社が保有する普通株式を	
る場合には、次の算式における「新たり」	
る普通株式の数」は「処分する当会社」	
る普通株式の数」、「当会社が保有する	
式の数」は「処分前において当会社が位置している。	
<u>普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</u>	<u> </u>
<u>(発行済</u> 新たに ************************************	1株
	<u>当たり</u>
	込金額
調整後	
取得 = <u>調整前</u> × <u>普通株式の数) 当たりの</u> 時	<u>寺価</u>
<u> </u>	
<u> </u>	7数)

現行定款	変更案
	④ 当会社に取得をさせることにより又は当会
	社に取得されることにより、下記(d)に定める
	普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式
	1株当たりの取得価額をもって普通株式の交
	付を受けることができる株式を発行又は処分
	する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、
	かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合
	には当該払込期間の最終日。以下、本④におい
	て同じ。) に、株式無償割当ての場合にはその
	効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日
	を定めた場合は当該基準日。以下、本④におい
	て同じ。) に、また株主割当日がある場合はそ
	の日に、発行又は処分される株式の全てが当初
	の条件で取得され普通株式が交付されたもの
	とみなし、取得価額調整式において「1株当た
	り払込金額」としてかかる価額を使用して計算
	される額を、調整後取得価額とする。調整後取
	得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当
	ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以
	降、また株主割当日がある場合にはその日の翌
	日以降、これを適用する。上記にかかわらず、
	取得に際して交付される普通株式の対価が上
	記の時点で確定していない場合は、調整後取得
	価額は、当該対価の確定時点において発行又は
	処分される株式の全てが当該対価の確定時点
	の条件で取得され普通株式が交付されたもの
	とみなして算出するものとし、当該対価が確定
	<u>した日の翌日以降これを適用する。</u>

田仁宁地	亦軍安
現行定款	変更案
	⑤ 行使することにより又は当会社に取得され
	ることにより、普通株式1株当たりの新株予約
	権の払込価額と新株予約権の行使に際して出
	資される財産(金銭以外の財産を出資の目的と
	する場合には、当該財産の適正な評価額とする。
	る。以下、本(5)において同じ。)の合計額が下
	記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下
	回る価額をもって普通株式の交付を受けるこ
	とができる新株予約権を発行する場合(新株予 約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株
	<u>予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割</u>
	当てに係る基準日を定めた場合は当該基準
	日。以下、本(5)において同じ。) に、また株主
	割当日がある場合はその日に、発行される新株
	予約権全でが当初の条件で行使され又は取得
	されて普通株式が交付されたものとみなし、取
	得価額調整式において「1株当たり払込金額」
	として普通株式1株当たりの新株予約権の払
	込価額と新株予約権の行使に際して出資され
	る財産の普通株式1株当たりの価額の合計額
	を使用して計算される額を、調整後取得価額と
	する。調整後取得価額は、かかる新株予約権の
	割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場
	合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株
	主割当日がある場合にはその翌日以降、これを
	適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に
	際して交付される普通株式の対価が上記の時
	点で確定していない場合は、調整後取得価額
	は、当該対価の確定時点において発行される新
	株予約権全でが当該対価の確定時点の条件で
	行使され又は取得されて普通株式が交付され
	たものとみなして算出するものとし、当該対価
	が確定した日の翌日以降これを適用する。但
	し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は
	当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その 他の役員又は従業員に対してストック・オプシ
	<u>他の佼員又は従来員に対してストック・オフン</u> ョン目的で発行される普通株式を目的とする
	<u>ヨン目的で発行される音通休式を目的とする</u> 新株予約権には適用されないものとする。
	<u>利体が準には週用さればいものとする。</u>

現行定款	変更案
	(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③
	<u>のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種</u>
	類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨
	並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及び
	その他必要な事項を通知した上、取得価額の調整
	<u>を適切に行うものとする。</u>
	① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会
	社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収
	分割、吸収分割による他の会社がその事業に関
	<u>して有する権利義務の全部若しくは一部の承</u>
	継又は新設分割のために取得価額の調整を必
	要とするとき。
	② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接
	して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得
	価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他
	方の事由による影響を考慮する必要があると
	<u> </u>
	③ その他、発行済普通株式数(但し、当会社が
	保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変
	更の可能性を生ずる事由の発生によって取得
	価額の調整を必要とするとき。
	(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、
	円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位
	<u>を四捨五入する。</u>

現行定款	変更案
	(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たり
	の時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、
	取得価額を調整すべき事由について東京証券取
	引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにお
	いて公表された場合には、当該公表が行われた
	日) に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所
	が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買
	高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の
	平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小
	数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。
	なお、「取引日」とは、東京証券取引所において
	当会社普通株式の普通取引が行われる日をい
	<u>い、VWAPが発表されない日は含まないものと</u>
	<u>する。</u>
	(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整
	後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未
	満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行
	わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰
	り越されて、その後の調整の計算において斟酌さ
	<u>na.</u>
	(f) 本第11条の18に定める取得価額の調整は、B種
	種類株式と同日付で発行される当会社の株式及び
	新株予約権については適用されないものとする。

現行定款	変更案
	(普通株式対価取得請求の効力発生)6 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が第5項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

現行定款	変更案
(新 設)	(金銭を対価とする取得条項) 第11条の19 当会社は、払込期日の6年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)①B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに②B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本第11条の19においては、B種累積未払配当金相当額及びB種目割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種目割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。B種種類株式の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下

現行定款	変更案
(新 設)	(譲渡制限) 第11条の20 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の 取締役会の承認を受けなければならない。
(新 設)	(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) 第11条の21 当会社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。 2 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 3 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
(新 設)	(優先順位) 第11条の22 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。 2 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

現行定款	変更案	
	3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。	
第3章 【 株主総会 】	第3章 【 株主総会 】	
第12条~第17条(条文省略)	第12条~第17条(現行どおり)	
(新 設)		
第4章 【 取締役 <u>、および</u> 取締役会 】	第4章 【 取締役 <u>及び</u> 取締役会 】	
第18条~第23条(条文省略)	第18条~第23条(現行どおり)	
第5章 【 監査役 <u>および</u> 監査役会 】	第5章 【 監査役 <u>及び</u> 監査役会 】	
第24条~第29条(条文省略)	第24条~第29条(現行どおり)	
第6章 【 取締役、監査役 <u>および</u> 会計監査人の責任免除 】	第6章 【 取締役、監査役 <u>及び</u> 会計監査人の責任免除 】	
第30条(条文省略)	第30条(現行どおり)	
第7章 【 計算 】	第7章 【 計算 】	
第31条~第33条(条文省略)	第31条~第33条(現行どおり)	

第2号議案

第三者割当によるA種種類株式、 B種種類株式及び新株予約権の発行の件



会社法第199条、第236条及び第238条の規定に基づき、下記1.乃至3. に記載の理由により、下記4. に記載の要領にて、割当予定先に対する第三者割当による募集株式(A種種類株式及びB種種類株式(以下「本種類株式」といいます。))及び新株予約権(株式会社スターフライヤー第4回新株予約権、以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下「本第三者割当」といいます。)を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。また、本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づく株主の皆様の意思確認手続として、本第三者割当についてご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生 することを条件とします。

1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行することを必要とする理由

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、財務再構築による金融機関取引の安定化・信用補完による事業継続の安定化を図ると共に、構造改革の実施のための資金、ITシステム刷新等の成長投資資金、有利子負債削減のための借入金の返済資金及び運転資金に充当するため、当社の企業価値の向上に資する資金調達手法であることを条件に、さまざまな手法を検討して参りました。その過程において一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしましたが、公募増資は当社の現在の業績動向に鑑み、また、株主割当は最終的な資金調達金額が不確実であることから、最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。また、早期の自己資本の増強が最大の課題であることに鑑みれば、金融機関からの借入れや社債発行などによる調達は望ましくないと考え、資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

本第三者割当においては、普通株式による第三者割当増資にて資金調達した場合に想定される即時の株主構成の変化が当社の安定した事業運営や株価に与える影響も勘案し、発行後

直ちに株主構成に影響を及ぼすことが無いA種種類株式(総額5,500百万円)、B種種類株式(総額2,500百万円)及び本新株予約権(総額3,022百万円)により資金調達することといたしました。

(1) A種種類株式

本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関し、当社は、上記3頁から10頁「第1号議案乃至第3号議案の上程に至る経緯について」に記載のとおり、割当予定先である投資事業有限責任組合IXGS III号(以下「IXGS」といいます。)との間で真摯な協議を行い、その結果、A種種類株式の払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯及び当社の置かれた厳しい状況等に加えて、A種種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先も本第三者割当を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及びIXGSから独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)に対してA種種類株式の価値算定を依頼し、A種種類株式の価値算定書(以下「A種種類株式算定書」といいます。)を取得しております。

第三者算定機関であるプルータスは、A種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、A種種類株式の発行要項及び割当予定先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮のうえ、一定の前提(A種種類株式の転換価額、当社普通株式の株価、株価変動性(ボラティリティ)、配当利回り、無リスク利子率、割引率、当社及び割当予定先の権利行使行動等)の下、A種種類株式の公正価値の算定をしております。A種種類株式算定書において2020年12月24日の東証終値を基準として算定されたA種種類株式の価値は、1株あたり1,060,000円~1,100,000円とされております。

当社は、当社及びIXGSから独立した第三者算定機関であるプルータスによるA種種類株式算定書における上記算定結果や当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先であるIXGSとの間で慎重に交渉・協議を重ねてA種種類株式の発行条件を決定いたしました。上記のとおり、当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、プルータスによるA種種類株式算定書における上記

評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額(1株当たり1,000,000円)が割当予定先に特に有利な金額であると判断せざるをえず、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

(2) B種種類株式

本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関し、当社は、上記3頁から10頁「第1号議案乃至第3号議案の上程に至る経緯について」に記載のとおり、ANAホールディングス株式会社(以下「ANAHD」といいます。)を始めとする割当予定先(以下「本件協調投資先」)との間で真摯な協議を行い、その結果、B種種類株式の払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯及び当社の置かれた厳しい状況等に加えて、B種種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先も本第三者割当を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、B種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び本件協調投資先から独立した第三者算定機関であるプルータスに対してB種種類株式の価値算定を依頼し、B種種類株式の価値算定書(以下「B種種類株式算定書」といいます。)を取得しております。

第三者算定機関であるプルータスは、B種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、B種種類株式の発行要項及び割当予定先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮のうえ、一定の前提(B種種類株式の転換価額、当社普通株式の株価、株価変動性(ボラティリティ)、配当利回り、無リスク利子率、割引率、当社及び割当予定先の権利行使行動等)の下、B種種類株式の公正価値の算定をしております。B種種類株式算定書において2020年12月24日の東証終値を基準として算定されたB種種類株式の価値は、1株あたり936,000円~981,000円とされております。

上記のとおり、当社としては、B種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、プルータスによるB種種類株式算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、B種種類株式の払込金額(1株当たり1,000,000円)は割当予定先に特に有利

な金額に該当しないと判断しています。しかしながら、B種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、B種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてB種種類株式を発行することといたしました。

2. 本新株予約権発行を相当とする理由

当社は、本新株予約権の発行を決定するに際し、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるプルータスに依頼しました。プルータスは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとしました。また、プルータスは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件並びに評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社普通株式の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、行使価額の修正条項、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

本新株予約権の行使価格修正条項は、新株予約権の行使を促進するため、株価推移に応じ割当日の半年後、1年半後及び2年半後の3回の修正日に、当該修正日までの20連続取引日(当日を含む。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合に、行使価額は、修正日以降、当該終値の平均値に修正されるという条項です。ただし、修正後の行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。当社は株価が当初行使価額を下回って推移した場合、本条項により行使価額が修正されることで、本新株予約権の行使が促進されると考えております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(本新株予約権1個につき 1.500円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を

当該評価額と同額の1,500円としています。また、本新株予約権の当初行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2020年12月24日)までの過去20営業日の東証終値の単純平均値である2,202.5円の90%に相当する金額である1,982.3円(小数点第2位四捨五入)といたしました。当初行使価額を過去20営業日の東証終値の単純平均値に対しディスカウントを行いましたのは、当社が早い時期での資金が必要であり、割当先による本新株予約権の早期に権利行使がなされる必要があると判断したためであります。90%というディスカウント率については、他社事例も参考に、割当先と慎重な交渉の上、決定いたしました。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行価額は、当該算定機関の算定結果と同額であり、有利発行に該当しないとした取締役会の判断については、法令に違反しておらず適法である旨の意見を得ております。

3. 企業行動規範上の手続きに関する事項

A種種類株式及びB種種類株式の潜在株式数を合計した希薄化率(優先配当額の換算を含む)は、2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数2,865,640株に対して163.15%、議決権総数28,623個に対して163.34%となります。また、本新株予約権の目的となる株式数は1,512,900株であり、同株式に係る議決権の数は15,129個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数2,865,640株に対する比率は52.79%、同日現在の当社の議決権総数28,623個に対する比率は52.86%となります。A種種類株式及びB種種類株式の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数2,865,640株に対して

209.73%、議決権総数28,623個に対して209.97%となり、本第三者割当により大幅な希薄化が生じます。本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上となることから、本議案の上程は株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づく株主様の意思確認手続を兼ねております。

4. 募集事項の内容

(1) 募集株式

本新株予約権の募集事項は以下のとおりです。

①募集株式の種類及び数

A種種類株式	5,500株
B種種類株式	2,500株

②募集株式の払込金額

A種種類株式	5,500,000,000円(1株につき	1,000,000円)
B種種類株式	2,500,000,000円(1株につき	1,000,000円)

③増加する資本金及び資本準備金

A種種類株式	資本金	2,750,000,000円
	資本準備金	2,750,000,000円
B種種類株式	資本金	1,250,000,000円
	資本準備金	1,250,000,000円

4割当先

A種種類株式	投資事業有限責任組合 I X G S Ⅲ号	5,500株
B種種類株式	ANAホールディングス株式会社	1,500株
	TOTO株式会社	250株
	株式会社安川電機	250株
	宜本興産株式会社	185株
	株式会社ワールドホールディングス	100株
	第一交通産業株式会社	50株
	株式会社ハローデイ	50株
	株式会社ヤナイ	50株
	西日本鉄道株式会社	30株
	株式会社九電工	10株
	西部瓦斯株式会社	10株
	株式会社サンリブ	10株
	シャボン玉石けん株式会社	5株

⑤払込期日

2021年3月9日

6種類株式の内容

本種類株式の内容の詳細につきましては、第1号議案をご参照ください。

(2) 本新株予約権

本新株予約権の募集事項は以下のとおりです。

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,512,900株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割

当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。) に応じて調整される。

(2) 当社が第5項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、 割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数 は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、 第5項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 =

調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第5項第(2)号、第(3)号、第(5)号及び第(6)号並びに第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。

但し、第5項第(2)号(ホ)及び第(6)号(二)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

②新株予約権の数

15,129個

③新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金1,500円(本新株予約権の払込総額 金22,693,500円)

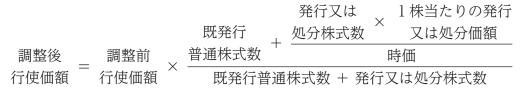
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1,982.3円とする(当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。)。なお、行使価額は次号及び次項第(1)号乃至第(8)号に定めるところに従い修正又は調整されることがある。
- (3) 2021年9月10日、2022年9月12日及び2023年9月11日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、1,189.4円とする。但し、下限行使価額は次項第(1)号乃至第(8)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整を受ける。

⑤行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。



- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (イ)時価(本項第(4)号(ロ)に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社

債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 普通株式の株式分割をする場合 調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その 日の翌日以降これを適用する。

- (二) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
 - 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (ホ)上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から

当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

調整前行使価額により

(調整前行使価額-調整後行使価額) × 当該期間内に交付された

交付普通 株式数 調整後行使価額 この場合、1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は

(3)(イ)当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

調整後 = 調整前 \times 時価 - 1 株当たりの特別配当 行使価額 \times 時価

行わない。

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ロ)「特別配当」とは、2026年3月9日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- (ハ)特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(4) その他

- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2 位を切り捨てる。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但 し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は 取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引 日」にあたらないものとする。

- (ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号、第(3)号又は第(8)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (二) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円 未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行 使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額 調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引い た額を使用するものとする。

- (5) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(6)(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号(ハ)の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額とする。)に調整される。但し、本第5項による行使価額の調整は、本新株予約権と同日付で発行される当社株式及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (6) 本項第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (イ) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当

- 日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、 株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌 日以降これを適用する。
- (ハ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (二)本号(イ)及び(ロ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(イ)及び(ロ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号(ホ)に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (7) 本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (8) 本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (イ)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生 により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 前項第(3)号により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、

修正後又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に 通知する。但し、本項第(2)号(ホ)に定める場合その他適用の日の前日までに前記 の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

⑥新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2021年3月9日から2026年3月9日(但し、第8項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。) 及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的 に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に 先立つ30日以内の当社が指定する期間中(但し、この場合、当社は、停止期間その 他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。)

⑦その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑧新株予約権の取得事由

当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、 上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減 じた額とする。

⑩本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要さないものとする。

⑪新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

⑫新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,500円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項に記載のとおりとし、行使価額は当初、発行決議日前20営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の90%相当額である1,982.3円とした。

13割当先

IXGS

14割当日

2021年3月9日

⑤払込期日

2021年3月9日

(3) 割当先の概要

【A種種類株式及び新株予約権割当先】

① I X G S

h Ih	机次声光十四丰月	CALVOC MA
名称	投資事業有限責任組合ⅠXGS Ⅲ号	
所在地	東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス17階	
組成目的	主として日本国内	内の金融商品取引所に上場されている会社等が発行
	するエクイティス	及びエクイティ関連証券に対するマイノリティ投資
	を行うこと	
出資の総額	5,700百万円	
無限責任組合員の概要	名称	IXGS, Inc.
	所在地	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate
		Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand
	Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
	代表者の役職・氏名 取締役 Douglas R. Stringer	
	事業内容 投資事業組合財産の運用及び管理	
	資本金	1,000米ドル
当社と当該ファンドと	当社並びに当社の)関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間
の間の関係	接問わず出資はありません。	
当社と業務執行組合員	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関	
との間の関係	係・人的関係・取引関係はありません。	
	また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執	
	行組合員、当該ファンドの出資者(現出資者を含む)並びに当該ファ	
	ンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき	
	資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

【B種種類株式割当先】

1 ANAHD

(2020年9月30日現在)

名称	ANAホールディ	ングス株式会社
所在地	東京都港区東新橋	一丁目5番2号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	片野坂 真哉
事業内容	純粋持株会社	
資本金	318,789百万円	
当社との関係	資本関係	ANAホールディングス株式会社が当社の普通株
		式514,700株(総議決権に対する議決権割合
		17.96%) を直接保有しております。
	人的関係	ANAホールディングス株式会社の石川徹氏が、当
		社取締役を兼務しております。
	取引関係	当社とANAホールディングス株式会社との間に
		は、航空機リース等の取引があります。
	関連当事者への	当社は割当予定先の持分法適用会社に該当しま
	該当状況	す。

(2020年9月30日現在)

②TOTO株式会社

名称	TOTO株式会社	
所在地	福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 社長	長執行役員 清田 徳明
事業内容	衛生陶器・温水汐	お浄便座・ユニットバスルーム・水栓金具・システム
	キッチン・洗面化	と粧台等の製造販売
資本金	35,579百万円	
当社との関係	資本関係	TOTO株式会社が当社の普通株式140,000株(総
	議決権に対する議決権割合4.89%) を直接保有して	
	おります。	
	人的関係 TOT〇株式会社の吉岡雅之氏が、当社取締役を兼	
	務しております。	
	取引関係 該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当事項はありません。	
	該当状況	

(2020年8月31日現在)

③株式会社安川電機

名称	株式会社安川電機		
所在地	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区黒崎城石2番1号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	小笠原 浩	
事業内容	電気機械器具・装	き置およびシステムの製造ならびに販売	
資本金	30,562百万円		
当社との関係	資本関係	株式会社安川電機が当社の普通株式94,660株(総	
		議決権に対する議決権割合3.30%) を直接保有して	
	おります。		
	人的関係 株式会社安川電機の大塚丈徳氏が、当社取締役を兼		
		務しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への	該当事項はありません。	
	該当状況		

④宜本興産株式会社

(2020年6月30日現在)

名称	宜本興産株式会社		
所在地	福岡県北九州市若	福岡県北九州市若松区南二島二丁目22番11号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 宜本 正夫		
事業内容	重機類賃貸及び不動産賃貸業		
資本金	10百万円		
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への	該当事項はありません。	
	該当状況		

⑤株式会社ワールドホールディングス

(2020年6月30日現在)

名称	株式会社ワールドホールディングス		
所在地	福岡県北九州市小	福岡県北九州市小倉北区大手町11番2号	
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼	段社長 伊井田 栄吉	
事業内容	人材・教育ビジネス、不動産ビジネス、情報通信ビジネス等		
資本金	1,241百万円		
当社との関係	資本関係	当該会社は、当社の普通株式12,000株(2020年12	
		月25日現在)を保有しております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への	該当事項はありません。	
	該当状況		

⑥第一交通産業株式会社

(2020年6月30日現在)

名称	第一交通産業株式会社	
所在地	福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	田中 亮一郎
事業内容	タクシー事業、不	、動産分譲事業、他
資本金	2,027百万円	
当社との関係	資本関係	当該会社は、当該会社の子会社保有分含め、当社の
		普通株式46,680株 (2020年12月25日現在) を保有
		しております。
	人的関係	第一交通産業株式会社の中平雅之氏が、当社監査役
		を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への	該当事項はありません。
	該当状況	

⑦株式会社ハローデイ

(2020年3月31日現在)

名称	株式会社ハローデイ	
所在地	福岡県北九州市小	冷 南区徳力3-6-16
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	加治 敬通
事業内容	スーパーストア業	
資本金	50百万円	
当社との関係	資本関係	当該会社は、当社の普通株式4,000株を保有してお
		ります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への	該当事項はありません。
	該当状況	

⑧株式会社ヤナイ

(2020年3月31日現在)

名称	株式会社ヤナイ		
所在地	福岡県北九州市門	福岡県北九州市門司区白野江520番地	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	進藤 英明	
事業内容	石材(港湾土木用	石材(港湾土木用)の製造販売業、内航海運業	
資本金	30百万円		
当社との関係	資本関係	当該会社は、当社の普通株式4,000株を保有してお	
	ります。		
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への	該当事項はありません。	
	該当状況		

(2020年9月30日現在)

9西日本鉄道株式会社

名称	西日本鉄道株式会社	
所在地	福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長執	h行役員 倉富 純男
事業内容	鉄道および自動車	草による運送事業、海上運送事業、利用運送事業、航
	空運送代理店業、	通関業、不動産の売買および賃貸業、ホテル事業、
	遊園地・植物園等	学の経営、その他
資本金	26,157百万円	
当社との関係	資本関係	当該会社は、当社の普通株式32,000株を保有して
	おります。	
	人的関係 該当事項はありません。	
	取引関係 当社と当該会社の子会社との間に、空港業務、旅行	
	業務に関する取引があります。	
	関連当事者への 該当事項はありません。	
	該当状況	

⑩株式会社九電工

(2020年9月30日現在)

		(/ / / / / / / / / / / / / /
名称	株式会社九電工	
所在地	福岡県福岡市南区	区那の川一丁目23番35号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	佐藤 尚文
事業内容	設備工事業	
資本金	12,561百万円	
当社との関係	資本関係	当該会社は、当社の普通株式8,000株を保有してお
		ります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間に、建設工事の請負に関する
		取引があります。
	関連当事者への	該当事項はありません。
	該当状況	

(2020年9月30日現在)

①西部瓦斯株式会社

名称	西部瓦斯株式会社		
所在地	福岡市博多区千代	福岡市博多区千代一丁目17番1号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	道永 幸典	
事業内容	都市ガスの製造・	供給及び販売、都市ガス内管工事の設計・施工、都	
	市ガス用ガス機器の販売、LNGの販売		
資本金	20,629百万円		
当社との関係	資本関係 当該会社は、当社の普通株式8,000株を保有してお		
		ります。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への	該当事項はありません。	
	該当状況		

⑫株式会社サンリブ

(2020年2月29日現在)

名称	株式会社サンリフ	7
所在地	福岡県北九州市小	√倉南区上葛原二丁目14番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	菊池 毅
事業内容	スーパーストア	
資本金	50百万円	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への	該当事項はありません。
	該当状況	

③シャボン玉石けん株式会社

(2020年8月31日現在)

名称	シャボン玉石けん	株式会社
所在地	福岡県北九州市若	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	森田 隼人
事業内容	無添加石けんの製	y造
資本金	300百万円	
当社との関係	資本関係	当該会社は、当社の普通株式4,000株を保有してお
		ります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への	該当事項はありません。
	該当状況	

第3号議案

取締役2名選任の件



当社の経営体制及び内部統制機能の強化を図るため、第2号議案に係る第三者割当の割当先が指名した社外取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役の選任の効力は、第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決 されること並びに第2号議案の決議に基づく第三者割当によるA種種類株式及び本新株予約権 の発行に係る払込みが行われたことを条件といたします。

候補者番号	
4	

うえゃま しんいち 上 III 信 —

(1957年10月6日生 満63歳)

新任

社 外

独立

略歴、当社における地位、担当

所有する当社株式の数

1980年 4月 運輸省(現国土交通省)入省

1984年 7月 外務省 出向

1986年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社 入社

1992年 7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社 パートナー 就任

2000年 9月 米国 ジョージタウン大学 研究教授

2003年 9月 慶應義塾大学 大学院 政策・メディア研究科 特別研究教授

2007年 3月 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 (現職)

2010年6月 (株) 麻生非常勤監査役 (現職)

2012年 1月 (株) アスコエパートナーズ 社外監査役 (現職)

2019年 6月 (株) マイスターエンジニアリング 社外取締役 (現職)

2020年8月 アドバンテッジアドバイザーズ(株) 顧問 (現職)

取締役在任年数

- 年

- 株

取締役会の出席状況

一回/一回

重要な兼職の状況

慶應義塾大学 総合政策学部 教授、(株) 麻生 非常勤監査役、

(株) アスコエパートナーズ 社外監査役、(株) マイスターエンジニアリング 社外取締役、

アドバンテッジアドバイザーズ(株) 顧問

社外取締役への 選任の理由

上山信一氏は、運輸行政に関する知見を有するとともに、マッキンゼー・アンド・カンパニーにおいて約20社の大企業改革を手掛けた経験をもち、現在は(株)麻生の監査役の立場にあります。このような豊富な経験と幅広い見識は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の中長期的な企業価値の最大化に寄与することが期待できることから、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

候補者番号

小林建治

建治 (1978年12月11日生 満42歳)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

所有する当社株式の数

2003年10月 野村證券(株) 入社 2004年8月 ZSアソシエイツ入社

2011年 1月 ボストンコンサルティンググループ 入社

2017年 7月 ボストンコンサルティンググループ プリンシパル

2020年8月 (株) アドバンテッジパートナーズ入社

アドバンテッジアドバイザーズ(株) 出向

アドバンテッジアドバイザーズ(株) ディレクター (現職)

取締役在任年数

- 年

- 株

重要な兼職の状況

アドバンテッジアドバイザーズ(株) ディレクター

取締役会の出席状況

一回/一回

社外取締役への 選仟の理由

小林建治氏は、ボストンコンサルティンググループのプリンシパルとして保険、金融、テクノロジー・メディア・テレコム、小売といった多様な分野において、中長期戦略、アライアンス戦略、ガバナンス等の強化に関するプロジェクトに係る豊富な経験と幅広い見識を有しています。それらの経験及び見識は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の中長期的な企業価値向上への寄与が期待できることから、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 上山信一氏及び小林建治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。 なお、当社は、上山信一氏及び小林建治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出る予定であります。
 - 3. 上山信一氏及び小林建治氏が社外取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、当社との間に会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額または3百万円のいずれか高い額としております。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以上



株主総会会場ご案内図

■ 会場 北九州市立商工貿易会館(シティプラザ)

2階 多目的ホール

北九州市小倉北区古船場町1番35号

■ 開催日時 2021年3月2日(火曜日)

午前10時30分 (開場 午前10時00分)

アクセス

> 最寄駅

北九州モノレール「旦過駅」 4番出入口を降りてすぐ

> 北九州空港よりお越しの場合

西鉄エアポートバス「ノンストップ小倉駅(砂津)行き」 にて約40分 小倉駅バスセンター(JR小倉駅横)下車

> IR小倉駅から

徒歩約10分

または、同駅構内にある北九州モノレール「小倉駅」からご乗車ください。

> バスをご利用の場合

西鉄バス「紺屋町|下車後、徒歩にてすぐ

※駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染予防に関するお知らせ

株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面(郵送)による議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。

お土産の配布、ロビーにおけるお茶・コーヒー等のご提供は中止とさせていただきます。





